

保証人変更届

届出年月日
令和 年 月 日

室蘭工業大学長 殿

☐ 学 部
☐ 大学院
学籍番号
ふりがな
氏 名

学科 年
専攻 年

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

下記のとおり保証人を変更しましたのでお届けします。

記

(変更前) ふりがな
旧保証人氏名

(変更後) ふりがな
新保証人氏名



※新保証人本人が署名の上、捺印してください。

住 所 〒

※都道府県から記入し、番地、〇〇様方、寮、マンション部屋番号まで記入してください。

電話番号

勤務先

TEL

変更理由

学生との続柄

【記入前にご確認ください】

※「保証人の要件・責任範囲」については、裏面に記載のほか、大学ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

※保証人変更に伴い、授業料の口座引落先を変更する場合は、別途変更手続きが必要となりますので、経理課経理係（suito@muroran-it.ac.jp）までお問い合わせいただくか、経理課窓口までお越しください。

※本紙記載後に、本紙両面を複写又は写真等で控えを保管してください。

※本紙を提出後、記入事項に変更が生じた場合は、直ちに届け出をしてください。

学籍簿記載年月日
年 月 日

保証人の要件・責任範囲

○保証人は、次の順位により定めてください。

- (1) 親権者（学生の父又は母（後見人を定めている場合は後見人））
- (2) 独立の生計を営む成年に達した親族
- (3) 独立の生計を営む成年者

○保証人の責任範囲は以下のとおりです。

〔学生の身上に関すること〕

- ・貴学の在学中、貴学の学則その他の学内規則（学生寮に入寮する者にあつては、学生寮の諸規則）を遵守させること
- ・学籍異動（休学、退学、復学、留学）の同意に関すること
- ・緊急時の連絡対応及び身元引受に関すること

〔金銭債務の保証〕

・貴学在学中に関わる授業料の債務、学生寮に入寮する者にあつてはその寄宿料の債務について、本人が履行しないときは、以下の表の極度額（上限額）の範囲内で責任を負うこと

○授業料極度額

区 分	年額	極 度 額
学部（昼間）	535,800円	2,143,200円
学部（夜間）	267,900円	1,071,600円
博士前期課程	535,800円	1,071,600円
博士後期課程	535,800円	1,607,400円

○寄宿料極度額（光熱水料等を含む）

区 分	年額	極 度 額
明德寮	184,800円	739,200円
明凜館	306,000円	1,224,000円
留学生宿舍1	256,200円	256,200円
留学生宿舍2	124,800円	124,800円

※極度額（上限額）について

民法では、個人が保証人となる根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務について保証する契約）について、支払責任の上限金額を定めなければならない、これを極度額（上限額）といいます。

極度額は、保証人が支払の責任を負う上限額です。上記の表の極度額（上限額）は、以下のとおり算出しています。

○授業料極度額

区 分	算 出 根 拠
学部（昼間）	標準修業年限（4年）の授業料で算出。535,800 円/年
学部（夜間）	標準修業年限（4年）の授業料で算出。267,900 円/年
博士前期課程	標準修業年限（2年）の授業料で算出。535,800 円/年
博士後期課程	標準修業年限（3年）の授業料で算出。535,800 円/年

※在学期間が標準修業年限を超えた場合は、別途授業料が発生し、極度額が変動いたしますので、ご了承願います。

○寄宿料極度額（光熱水料等を含む）

区 分	算 出 根 拠
明德寮	月額 15,400円 ・学部生4年居住で計739,200円 ・大学院生2年居住で計369,600円 ・最長居住は学部8年＋休学4年の12年で計2,217,600円
明凜館	月額 25,500円 最長居住4年で計1,224,000円
留学生宿舍1	最長居住1年
留学生宿舍2	最長居住1年

※光熱水料等は、年度ごとに金額変動する場合があります。

※学生寮等に入居する者の居住年月分に応じて極度額が変動いたしますので、ご了承願います。